

西区まちづくり懇話会の公募委員の選考に関する要綱

制定 平成28年12月14日 西区長決裁
改正 令和6年4月1日 西区総務企画課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、西区まちづくり懇話会の委員を公募により選任するため、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の定数)

第2条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の定数は、2人とする。

(選考委員会の設置)

第3条 公募委員の選考を公正に行うため、西区まちづくり懇話会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第4条 選考委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には西区区民部長、委員には西区保健福祉部長及び総務企画課長をもって充てる。
なお、委員長または委員が第8条で定める選考手続を行うことができない場合は、選考委員会が指名する者を代理として充てるものとする。

(選考委員会の所管事務)

第5条 選考委員会の所管事務は次のとおりとする。

- (1) 公募に関すること。
- (2) 選考方法及び審査項目に関すること。
- (3) 応募資格に関すること。
- (4) その他、公募委員の選考に関すること。

(会議の招集)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 選考委員会の事務局は、西区役所総務企画課とする。

(選考手続)

第8条 公募委員の候補者（以下「候補者」という。）の選考は、書類審査と面接審査に分けて行い、別に定める選考基準に基づき審査を行う。

- (選考後の手続)
- 第9条 委員長は、候補者を市長に報告するものとする。
- 2 市長は前項の候補者に対し、西区まちづくり懇話会の委員就任についての同意を得るものとする。
- 3 前項の候補者が辞退した場合には、次の点の者を候補者として繰り上げるものとする。この場合において、同項の規定は、当該繰り上げた候補者について準用する。
- 4 市長は、応募者に対して選考の結果を通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選任に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。